

大田区立大森第六中学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。しかし、いじめは、どの学校にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 7 1 号。以下「法」という。）第 13 条の規定、「大田区いじめ防止対策推進条例」（令和 3 年条例第 18 号。以下「条例」という。）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定 最終改定 平成 29 年 3 月 14 日）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」（平成 26 年 7 月 10 日 東京都・東京都教育委員会決定）に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「大田区立大森第六中学校学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）を策定する。

第 1 条 大田区立大森第六中学校いじめ防止基本方針策定の目的

いじめの問題は、心豊かで安全・安心な社会をいかにつくるかという学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、いじめ問題への対応は、学校における最重要課題の一つである。

本校は、いじめのない学校の実現や、生徒の尊厳を保持する目的のもと、教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と相互に連携して、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、重大事態への対応のためのいじめ防止等の総合的な対策を効果的に推進するための基本的な方針を定める。

第 2 条 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

第 3 条 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利などの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼし、いじめを受けた生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、全ての生徒は、いじめを行ってはならない。

第 4 条 いじめ防止に向けた大田区立大森第六中学校の方針

いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるという認識の下、教育委員会、家庭、地域社会及びその他の関係機関と連携・協力し、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子どもの尊い命が失われることは決してあってはならならず、早期発見、早期対応を基本として取り組んでいく。

1 いじめを生まない、許さない学校づくりを行う。

いじめに関する生徒の理解を深め、いじめを許さない態度を養う

学校の教職員は、いじめ問題の解決を目指し、道徳の授業等を通じて、生徒がいじめについて深く考え理解するための取組を充実するとともに、生徒会等による主体的な取組を支援するなどして、生徒がいじめは絶対許されないことを自覚するように促す。学校は、家庭、地域社会その他の関係機関との連携を強化する。

学校は、教育委員会との連携により、指導課におけるリスクマネジメント対策チームによる学校支援制度、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を学校や家庭に派遣する制度などを活用し、いじめの防止に努める。

2 生徒をいじめから守り通すとともに、いじめ解決に向けた生徒たちの行動を支援する。

いじめられた生徒を守る

学校は、いじめられた生徒からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた生徒が安心して学校生活等を送ることができるようにするため、いじめられた生徒を組織的に守り通す取組を徹底する。

生徒の取組を支える

学校は、周囲の生徒がいじめについて知っていながらも、「言ったら自分がいじめられる」などの不安を抱えていることを直視し、勇気をもって教職員等に伝えた生徒を守り通すとともに、周囲の生徒の発信を促すための生徒による主体的な取組を推進する。これらの取組を教育委員会、家庭、地域社会その他の関係機関と連携して行う。

3 教員の指導力及び組織的対応力の向上を図る。

教職員が一丸となって取り組む

学校が、いじめ問題に適切に対応できるようにするため、個々の教職員のいじめ問題に関する鋭敏な感覚と的確な指導力を高める。また、教職員個人による対応に頼るだけでなく、教職員間における情報の共有化や共通認識による指導を徹底し、学校全体による組織的な対応を行う。

4 保護者・地域住民・関係機関と連携して取り組む。

社会総がかりで取り組む

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、教育委員会、保護者や地域住民及びその他の関係機関との連携を強化し、社会総がかりでいじめ問題の解決に向けて取り組む必要がある。

保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないよう、家庭での話し合い等を通して、生徒に対して規範意識を養う指導などに努めるとともに、生徒をいじめから保護する必要があることを周知する。

また、保護者や地域住民及び関係機関は、いじめの情報を得た場合には、学校に速やかに連絡、相談するなど学校によるいじめの防止等の取組に協力するよう努めることを周知する。

第5条 大森第六中学校における取組

1 組織等の設置

- (1) いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」（以下、「対策委員会」）を設置する。構成メンバーは、校長、副校長、生活指導主任、各学年生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラーとし、学校基本方針に基づく取組の中核を担う。いじめの未然防止対策を推進するとともに、いじめ行為への対処を適切に行うため、教育委員会、地域教育連絡協議会、PTA、町会・自治会、民生委員・児童委員、関係諸機関等と連携して実効的な取組を行う。
- (2) 学校いじめ対策組織は、生徒及び保護者に対して、組織の存在及び活動を周知するとともに、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であることを認識されるような取組を行う。
- (3) 学校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。

2 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、教育委員会と連携して、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」、「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じていくこととする。以下に各段階における取組例を示す。

(1) 未然防止

- ・「いじめは絶対に許されない」という意識を学校全体に浸透させる。
- ・各教科等の授業における規律正しい態度や、道徳教育及び人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、いじめを行わない態度を養う。また、E S D の充実により、課題解決的な学習、体験的な学習を通じて、「人と人とのつながりを尊重する態度」「他者と協力する態度」「コミュニケーションを行う能力」を養い、生徒の自己肯定感を高めることにより、生徒の気持ちがいじめに向かない学校生活を送れるようにしていく。
- ・生徒がいじめ防止について主体的に考え、議論する等、積極的にいじめ防止を訴えるような取組を推進する。
- ・小中一貫教育の視点をふまえ、小学校とのいじめに関する情報交換を行う。小学校時の生徒同士の間関係や、いじめの被害、加害の有無等について、入学前に情報を得るとともに、入学時のクラス分けには、小学校の意見を参考にする。
- ・インターネットによるいじめを防止するため、民間企業や外部団体とも連携し、リテラシー教育・啓発活動を充実させる。

- ・校内研修とOJTの充実、Off-JT等を通じて教職員の資質向上を図る。
- ・家庭訪問や教育相談、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力を強化する。

(2) 早期発見

- ・日常的な会話や観察等を通じて、生徒の気になる様子やいじめの疑いのある状況等がないか、きめ細かく把握するよう努める。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等による早期の実態把握とともに、生徒がいじめを訴えやすい学校体制を整備する。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口の周知等、多様な相談体制を整備する。
- ・いじめに関する情報を全教職員で迅速に共有する。
- ・保護者や地域住民からのいじめに関する情報の収集に努める。

(3) 早期対応

いじめを発見した場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに対策委員会に報告し、全教職員で情報共有した上で、組織的に対応方針を決定する等、いじめの解消に向けた以下の取組を行う。

- ・いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・教育的配慮の下、毅然とした態度でいじめた生徒を指導する。
- ・いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる取組や誰かに知らせる勇気をもつよう、いじめを撲滅する指導を行う。
- ・いじめを解決するための保護者への支援・助言を行う。
- ・保護者会の開催等により、保護者と情報を共有する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、警察と連携して対応する。
- ・単に謝罪をもって安易にいじめは解消したとすることなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいること及びいじめられた生徒が心身の苦痛を感じていないことが確認できなければ、解消している状態とはいえないことを踏まえ、いじめられた生徒及びいじめた生徒については、引き続き様子を注意深く観察する。

(4) 重大事態への対処

全教職員に、法第28条第1項に規定されている「重大事態」の定義と解釈の内容を確認させ、理解を深めさせる。また、重大事態の発生が確認された場合には、以下のように対応する。

- ・いじめられた生徒の安全を確保する。
- ・いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ・いじめに関する情報を保護者等に伝えるとともに、解決に向けて連携して取り組む。
- ・必要に応じ、生徒や保護者等への心のケアを行う。
- ・関係機関や専門家等との相談・連携による対処を行う。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については警察との連携による対応を行う。
- 重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の実施及び第三者委員会が行う調査に協力する。
- 重大事態発生について速やかに教育委員会に報告する。
- 報告された重大事態の調査結果についての区長の調査（再調査）に協力する。

大森第六中学校いじめ対策委員会組織図

